

「宮城県障害福祉計画」中間案について

(旧) 第4期障害福祉計画 (参考資料2参照)

第1章 基本的事項	
1 計画策定の根拠及び趣旨	
2 計画の位置づけ ●統合	
3 計画の期間 ●統合	
4 基本理念	
5 策定の目的 ●移記	
6 東日本大震災からの復興に向けて ●事業所の復旧・再開に一定のめどがついたため削除	
7 障害者等を対象にしたサービスの全体像	
第2章 区域の設定 ●移記	
第3章 成果目標等	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	見やすいようレイアウト等を修正
3 地域生活支援拠点等の整備	
4 福祉施設から一般就労への移行等	
第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその見込量確保のための方策	
1 総括表	
2 サービスごとの状況	見やすいようレイアウト等を修正
3 サービスごとの必要な見込量確保のための方策	
4 地域生活支援拠点等の整備推進 ●統合	
第5章 各年度の指定障害者支援施設の入所定員総数	
第6章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置	
第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項	
第8章 障害福祉計画の達成状況の分析及び評価 ●統合	
第9章 各障害保健福祉圏域の計画 ●統合	

(新) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 (資料1参照)

第1章 基本的事項	
1 計画策定の根拠及び趣旨	
2 基本理念	
3 計画の概要	
(1) 策定の目的	
(2) 区域の設定	
(3) 計画期間及び達成状況の分析・評価	
【削除】	
(参考) 障害福祉サービス等の種類と内容	
第2章 提供体制の確保に係る目標	
1 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標	
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(3) 地域生活支援拠点等の整備	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
2 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標【新規】	
(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	
(2) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保	
(3) 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	
第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策	
1 障害福祉サービス等の実施に関する考え方	
2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み	
(1) 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み	
(2) 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み	
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	
(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】	
(5) 発達障害者等に対する支援【新規】	
(6) 地域の精神保健医療福祉体制の整備基盤量【新規】	
3 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策	
第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数	
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置	
第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項	